

報告項目	報告内容
被処分者の氏名 又は法人名称	内田 利秋
登録番号又は法人番号	11082063
所属する単位会	東京都行政書士会
事務所名称	行政書士内田事務所
事務所所在地	東京都板橋区高島平9-16-5
処分年月日	令和4年7月29日（理事会決議日）
処分内容（種類）	3年間の会員の権利の停止 （東京都行政書士会会則第23条第1項第2号）
上記処分をした理由	<p>被処分者は申請取次行政書士として届け出て以降、第三者が作成した申請等書類を申請人本人等と面談することもなく、東京出入国在留管理局に対し約30件の取次行為を行った。</p> <p>さらに、被処分者は今回の第三者を介した取次行為に対する法令違反意識が薄く、真摯に反省していない。従って、将来的に同様の行為を繰り返す可能性を否定できない。</p> <p>以上の理由から上記の処分を科す。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<ul style="list-style-type: none"> 一 行政書士法第10条（行政書士の責務） 二 行政書士法施行規則第6条（公正保持等） 三 行政書士法第13条（会則の遵守義務） 四 東京都行政書士会会則第21条（名義貸等の禁止）